

入札に関する注意事項

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札してください。

なお、本案件は一抜け方式により実施するものであり、落札者は、その後開札される下記「その他」であげる案件②～③については入札を無効とし、辞退したものとして取扱います。

記

案 件 番 号	2		
業 務 名	鴨川第二準幹線外接続点水質調査業務（下維-R8-Q106）		
履 行 場 所	さいたま市大宮区大成町1丁目地内外		
業 務 担 当 課	さいたま市 建設局 下水道河川部 下水道維持管理課		
設計図書等	閲覧等の方法	電子配布・閲覧・貸与 令和8年8月19日（水）～令和8年8月28日（金）	
	質問受付	令和8年8月19日（水）午後3時～令和8年8月25日（火）午後5時	
	質問回答	令和8年8月27日（木）	
保証金	入札保証金	1. 免除	2. 入札金額の 5/100 3. 適用なし
	契約保証金	1. 免除	2. 契約金額の 10/100
履行期限（履行日数）	令和9年3月19日	履行日数	
予定価格（税込）	公開しない		
最低制限価格	設定する・設定しない		
そ の 他	一抜け方式対象案件 ① 案件番号2 業務名称：鴨川第二準幹線外接続点水質調査業務（下維-R8-Q106） ② 案件番号3 業務名称：鴨川第三準幹線外接続点水質調査業務（下維-R8-Q107） ③ 案件番号4 業務名称：芝川幹線接続点水質調査業務（下維-R8-Q108）		

（注意事項）

1 入札の無効

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札は無効とする。
- (2) 明らかに連合によると認められる入札は無効とする。
- (3) 電子証明書の添付されていない集札は無効とする。
- (4) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人に成りすました者がした入札は無効とする。
- (5) 予定価格を公表している場合において、当該予定価格を超えている入札は無効とする。

2 設計図書等の閲覧又は貸出し

- (1) 設計図書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発

注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

- (2) 設計図書等の閲覧又は貸出しを工事（業務）担当課での閲覧又は貸与とする場合は、**上記貸出期間中に指名通知書（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）より印刷）を持参の上、**工事（業務）担当課に申し出ること。
- (3) 設計図書等に関する質問及び回答はシステムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。
- (4) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は業務担当課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。
- 3 その他入札に関して質問のある場合は、事前に申し出ること。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札の辞退入札参加を希望しない場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。）
- 6 入札の回数については、次のとおりとする。
 - ア 再度入札は、1 回までとし、初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）を原則とする。なお、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。
 - イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
 - ウ 初度入札に無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- 7 落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値（3 桁）と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の 3 桁の数値を記入すること。
- 8 やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を入札書の提出期限までに業務担当課に提出し、承認を得なければならない。
- 9 問い合わせ
さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号
さいたま市建設局下水道河川部下水道維持管理課
電話：048－829－1559